

【第2章】

第5次発展・強化計画策定にあたって

(1) 財源構成・状況について

市区町村社会福祉協議会の活動財源については、会費や寄附金、共同募金配分金などの「①民間財源」、補助金や受託金、助成金による「②公費財源」、介護保険事業実施に伴う介護報酬、利用料収入等の「③自主財源」と大きく3区分に分類されます。

【本会の財源構成（令和3年度決算時）】

| ①民間財源 | ②公費財源 | ③自主財源 |
|-------|-------|-------|
| 4.0% | 48.5% | 47.6% |

①民間財源

- ・会員会費は、一般（戸別）会費・賛助会費・法人会費の種別で、広く市民に協力を求め、法人運営に係る事業費や事務費の経費として運用しています。近年は、世帯数の減少やコロナ禍による経済悪化から、実績が減少傾向となっています。
- ・寄附金は、地域伝統（ご遺志）、個人や企業の地域貢献、チャリティーイベント益金などによる浄財のため、流動的で見込むことが難しい財源ではありますが、毎年、一定額以上の受入れ実績となっています。本会では、受け入れた寄附金を「社会福祉基金」へ積立し、事業化して活用していますが、より幅広い活用につなげるためには、今後、社会福祉法人地域貢献事業等の活用についても検討が必要と考えます。
- ・共同募金は、計画募金として地域の福祉活動に配分を受けていますが、行政区等を通じて納入いただく戸別募金が主なため、会員会費と同様に地域の実情や経済状況に左右される部分が大きくなっています。

②公費財源

- ・市補助金は、社会福祉協議会の設立当初から、主に地域福祉活動職員の人件費に充当する貴重な財源となっています。しかし、令和4年度は、市財政状況のひっ迫を理由に約10%の減額交付となりました。今後も状況によっては、財源確保が出来ず、人員配置や事務事業への影響も懸念されることから、ルール化を図るなどの検討が必要と考えられます。
- ・受託事業は、国の政策である「地域包括ケアシステム構築」や「生活困窮者自立支援制度」による新たな事業が創設され、本会が受託する事業も増えることで、財源構成割合も増加しています。一方で、より専門性の高い事業となることから資格やスキルを保持した職員の配置が必要となり、人員確保と費用負担の増加が課題となります。

③自主財源

本会における自主財源は、介護保険制度における介護報酬が主なものとなっています。

近年は、介護報酬の改定による単価の減少や同一事業の充足、介護予防事業の普及でリハビリ意欲の高まり、新型コロナウイルス感染拡大などの理由から、利用者確保に苦慮することで、採算性の確保が困難な状況となっています。また、施設の老朽化や介護人材不足も深刻化が予想されるため、管内のサービス充足率や利用見込み等の環境分析から、サービス事業の継続性や規模を見極め、長期的な経営目標を検討する必要性があります。

④財務状況

人件費や事務・事業費などの固定費に大きな変動は見られませんが、コロナ禍を起因とした事業収入の減少が続き、必要な資金確保につながらず、前期末支払資金残高（繰越金）を活用した資金運用となっています。今後も現状改善が見込めず長期化する場合は、介護保険安定化基金の取崩しや実施事業の見直しなど行うことが必要となります。

そのため、各福祉施策の動向や環境変化に注視しながら継続的な研究分析が重要となります。

(2) 「地域共生社会の実現」に向けた取組み

平成 28 年 6 月に国は、「地域共生社会」の実現を提起しました。これは、制度・分野ごとの「縦割り」や、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をめざそうというものです。

平成 29 年 6 月に改正された社会福祉法では、地域共生社会の実現に向けて、地域福祉を推進する主体について、地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者、社会福祉に関する活動を行う者の三者を「地域住民等」と規定し、一人ひとりの区民も、区内で社会福祉事業や活動を行う団体も、地域福祉を主体的に推進する一員であるとしています。

全国社会福祉協議会は、「社会福祉協議会」が地域共生社会の実現に向けた施策・制度に主体的かつ積極的に関わることが重要であるとしています。

そのために、行政とのパートナーシップとともに、従来以上に地域の関係団体及び社会福祉法人・福祉施設との連携・協働が不可欠であること、さまざまな主体をコーディネートし、連携・協働して事業・活動を展開することがますます重要になるとしています。

■地域共生社会の実現に向けた社協の事業・活動の展開に向けた「当面の取組み課題」

- 1 小地域（より身近な圏域）における住民主体による福祉活動の推進と支援
- 2 市町村圏域における総合相談・生活支援体制の整備
- 3 市町村圏域における取組みを支援・拡充するための複数市町村域、都道府県域における総合相談・生活支援体制の整備

※「地域共生社会の実現に向けた社協の事業・活動の展開に向けて」

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 地域福祉推進委員会 より抜粋

(3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画との連動性

「第2期二本松市地域福祉計画(二本松市策定)」と「第3次二本松市地域福祉活動計画(二本松市社会福祉協議会策定)」が一体的に策定されることとなり、本市における福祉分野の統一的な目標と地域共生社会実現に向けた取り組みを協働で計画することとなりました。

計画期間は、令和5年度(2023年度)～令和9年度(2027年度)までの5ヵ年となっており、第5次発展・強化計画と同時期の計画であることから、地域福祉計画や地域福祉活動計画策定において明確化した本会の役割を盛り込み、連動性を持った計画としていきます。

(4) 令和3年度介護報酬改定の概要

新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中で「感染症や災害への対応力強化」を図るとともに、団塊の世代の全てが75歳以上となる2025年に向けて、2040年も見据えながら、「地域包括ケアシステムの推進」、「自立支援・重度化防止の取組の推進」、「介護人材の確保・介護現場の革新」、「制度の安定性・持続可能性の確保」を図ることとされました。

1 感染症や災害への対応力強化

感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築(感染症対策の強化、業務継続に向けた取り組みの強化 など)

2 地域包括ケアシステムの推進

住み慣れた地域において、利用者の尊厳を保持しつつ、必要なサービスが切れ目なく提供されるよう取組を推進(認知症への対応力向上に向けた取組の推進、ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保、地域の特性に応じたサービスの確保 など)

3 自立支援・重度化防止の取組の推進

制度の目的に沿って、質の評価やデータ活用を行いながら、科学的に効果が裏付けられた質の高いサービスの提供を推進(リハビリテーション、機能訓練、口腔、栄養の取組の連携・強化 など)

4 介護人材の確保・介護現場の革新

喫緊・重要な課題として、介護人材の確保・介護現場の革新に対応(介護職員の処遇改善や職場環境の改善に向けた取組の推進、文書負担軽減や手続きの効率化による介護現場の業務負担軽減の推進 など)

5 制度の安定性・持続可能性の確保

必要なサービスは確保しつつ、適正化・重点化を図る(評価の適正化・重点化、報酬体系の簡素化 など)

6 その他の事項

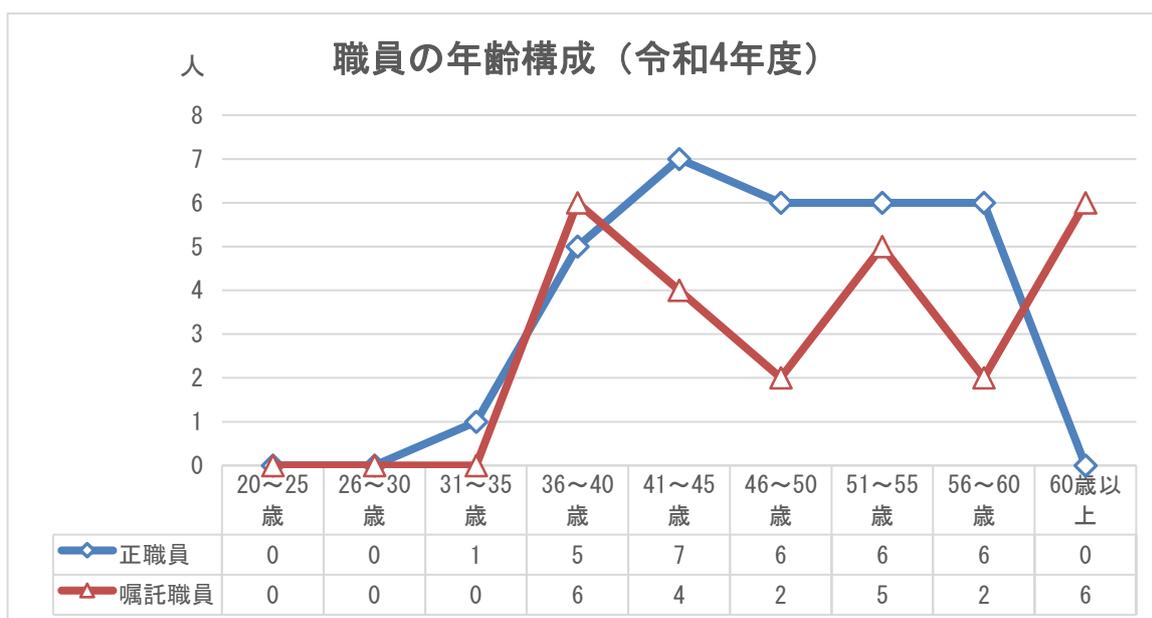
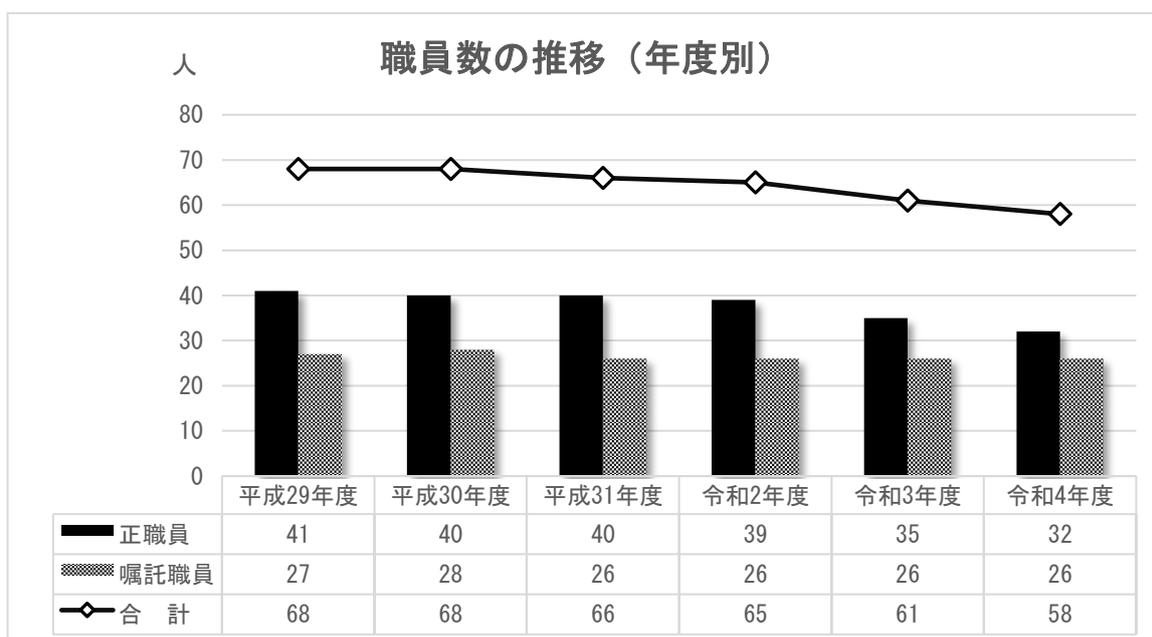
介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化
高齢者虐待防止の推進

(5) 職員の状況

正規職員が、令和4年4月1日現在で32名となり、市町村合併時から比べ約半数の職員数となっています。財政難等の理由から、計画的な職員採用が出来ず、嘱託職員や臨時職員の補充で法人の運営・事業実施に取り組んできました。

しかし、正規職員の平均年齢は46.2歳、40歳以上の職員が全体の81.3%を占めており、年齢層の偏りと高齢化が進んでいる状況です。

今後も毎年度、退職予定者が発生することから、的確な職員採用計画で、必要な人員数の確保と職員のキャリア形成が急務となっています。



二本松市社会福祉協議会（以下「本会」）では、中・長期的な活動指標となる「発展・強化計画」を策定することで、将来を見据えた組織体制づくりや財政計画の整備、地域福祉活動計画と連動した事業実施に取り組んでいます。

現在、平成28年の社会福祉法改正により、すべての社会福祉法人に対し「地域における公益的な取組の実施」や「事業運営の透明性の向上」、「経営組織のガバナンス強化」などが求められ、特に4つの視点「経営組織」、「事業管理」、「財務管理」、「人事管理」による社会福祉法人独自の経営論の具体的展開が必要とされ、新たな転換期を向えています。

また、地域福祉活動においては、多様で複合的な生活課題への対応が求められ、多職種・多機関による包括的な支援体制の構築や身近で相互協力が得られる地域づくりなど、本会が担う役割は、より専門性が必要とされる内容へと変容しています。

その様な中、第4次発展・強化計画の点検と評価、第5次発展・強化計画策定の時期を向えることから、高い公益性を有する法人であることを再認識し、地域課題に応じた事業展開と質の高い福祉サービス提供を図るため、新たな計画の策定に取り組むことといたします。

（1）計画の位置づけ

本計画は、本会としての理念や目指すべき方向性を明確にし、事業を推進するための指針として位置づけます。

また、二本松市の各種関連計画との連動や「地域福祉活動計画」に基づく地域福祉を総合的に推進するため、経営基盤の強化、人材育成及び能力開発の推進、経営の透明性確保などの取組みを推進するための計画とします。

【二本松市社協の計画】

（年度）

| H30 【2018】 | H31 【2019】 | R2 【2020】 | R3 【2021】 | R4 【2022】 | R5 【2023】 | R6 【2024】 | R7 【2025】 | R8 【2026】 | R9 【2027】 |
|---------------|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 第4次発展・強化計画 | | | | | 第5次発展・強化計画 | | | | |
| 第2次地域福祉活動計画 | | | | | 第3次地域福祉活動計画 | | | | |

【二本松市の関連計画】

(年度)

| H30 【2018】 | H31 【2019】 | R 2 【2020】 | R 3 【2021】 | R 4 【2022】 | R 5 【2023】 | R 6 【2024】 | R 7 【2025】 | R 8 【2026】 | R 9 【2027】 |
|---------------------------|---------------|------------------|---------------------------|---------------|---------------|----------------------------|---------------|---------------|---------------|
| 二本松市長期総合計画 | | | 二本松市総合計画（令和3年度～令和12年度） | | | | | | |
| 第1期二本松市地域福祉計画 | | | | | 第2期二本松市地域福祉計画 | | | | |
| 第2次二本松市障がい者計画（6年） | | | | | | 第3次二本松市障がい者計画 | | | |
| 第5期障がい福祉計画 第1期障がい児福祉計画 | | | 第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画 | | | 第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画 | | 第8期 第4期 | |
| 第8次高齢者福祉計画 第7期介護保険事業計画 | | | 第9次高齢者福祉計画 第8期介護保険事業計画 | | | 第10次高齢者福祉計画 第9期介護保険事業計画 | | 第11次 第10次 | |
| 第1期 | | 第2期子ども・子育て支援事業計画 | | | | | 第3期 | | |

(2) 計画の期間

計画期間は、令和5年度～令和9年度【2027年度】までの5年間とします。

(3) 計画策定体制

